

佐賀県規則第5号

佐賀県少年自然の家設置条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県少年自然の家設置条例施行規則（平成24年佐賀県規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（使用者の範囲）</p> <p>第5条 管理の基準のうち指定管理者が少年自然の家の施設の使用を許可することができるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 小学校の児童及び中学校の生徒を主な構成員とする少年団体</p> <p>(2) 学校行事として利用する小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の児童及び生徒</p> <p>(3)・(4) 略</p>	<p>（使用者の範囲）</p> <p>第5条 管理の基準のうち指定管理者が少年自然の家の施設の使用を許可することができるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 小学校（<u>義務教育学校の前期課程を含む。</u>）の児童及び中学校（<u>義務教育学校の後期課程を含む。</u>）の生徒を主な構成員とする少年団体</p> <p>(2) 学校行事として利用する小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校、特別支援学校の児童及び生徒</p> <p>(3)・(4) 略</p>

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。